

連帯保証契約変更・再述契約書

李 漢永

アドベンチャー・アンリミテッド合同会社

及び

クラウンホールディングス貸付株式会社

2017年8月27日付

韓国籍を有する個人であって、大韓民国ソウル特別市

に住所を有する、李漢永（「李氏」）、日本法に基づき設立された合同会社であって、〒103-0027 日本国東京都中央区日本橋 3-5-12 ニュー八重洲ビル 3F に登記上の本店を有する、アドベンチャー・アンリミテッド合同会社（「アドベンチャーGK」）、及び、大韓民国法に基づき設立された会社であって、ソウル特別市瑞草區ナルトロ 70 ヨンソビルタホセンター104 号に登記上の営業所を有する、クラウンホールディングス貸付株式会社（「クラウン」という。）は、2012年8月27日付で、連帯保証契約書を締結した。李氏、アドベンチャーGK 及びクラウンは、同連帯保証契約書を以下の通りに変更・再述することを合意したので、ここに連帯保証契約変更・再述契約（「本契約」という。）を締結する。

第1条 誓約及び同意

第1.1項 （無条件の保証）

(a) 李氏は、アドベンチャーGKに対し、クラウンの、アドベンチャーGKとの間の全ての金銭消費貸借契約に基づく、アドベンチャーGKに対する元金の弁済及び利息の支払に関する全ての債務（「クラウン債務」という。）の履行を連帯して保証する（かかる保証を、「本件連帯保証」という。）。本件連帯保証は、日本民法に基づく連帯保証であるとみなす。クラウン債務の総額が100億円（「本件極度額」という。）を超過する場合、当該総額は本件極度額に等しいものとみなされる。

(b) いずれかのクラウン債務に関し、完全かつ所定期限内に支払又は履行がなされない場合、本契約に基づく李氏のクラウン債務に係る支払責任は、アドベンチャーGKの選択により、いかなる催告又は請求を要することなく直ちに期限が到来するものとする。

第1.2項 （その他の支払）

李氏は、更に、保証人としてだけでなく、主たる債務者として、請求がある場合は、(i) 本契約、(ii) 李氏、アドベンチャーGK及びクラウン間の本契約と同日付の質権設定契約、及び(iii) これらの執行、に関連して発生し又は費やされた一切の費用（合理的な弁護士費用及び実費を含む。）を、本契約に基づき回収され得る金額に対する、当該金額の支払期限の到来時から支払がなされるまでの年率20%の遅延損害金と共に、直ちに支払う。

第1.3項 （元本確定日）

アドベンチャーGKの有する、金銭消費貸借契約に基づくクラウンに対する貸付債権の元本の合計額が確定する日は、本契約の締結日から5年経過した日とする。

第2条 クラウンの誓約及び同意

第2.1項 (帳簿及び記録並びに財務書類)

(a) クラウンは、大韓民国において一般に公正妥当と認められている会計原則に従い、完全かつ正確な帳簿及び記録を保持、保存する。

(b) クラウンは、その帳簿及び記録につき、アドベンチャーGKにとり合理的に受け入れ可能な、大韓民国の独立した公認会計士の監査を毎年受け、また、アドベンチャーGKに対し、クラウンの監査済み年次財務書類を引渡すものとする。上記財務書類は、全て、当該各財務書類の対象期間の終了から90日以内に提供されなければならない。

第3条 李氏の表明保証

李氏はここに、下記のとおり表明保証する：

本契約、又はアドベンチャーGKに提供されたその他の書類、証明書もしくはステートメントにおいて、重大な事実についての不実の記載は含まれておらず、これらに含まれる記載につき誤解を避け、又はかかる記載が不完全となるのを避けるために必要な、重要な事実の記載を省略していない。

第4条 李氏の誓約及び同意

第4.1項. (帳簿及び記録並びに財務書類)

(a) 李氏は、大韓民国において一般的に公正妥当と認められている会計原則に従い、完全かつ正確な帳簿及び記録を保持し、保存する。

(b) 李氏は、アドベンチャーGKに対し、アドベンチャーGKが満足する書式の2億円と、クラウンの債務超過額（もしあれば）の合計相当額の李氏の財産目録を、3ヶ月毎に引渡すものとする。2017年8月31日現在の、李氏の最初のかかる財産目録は、アドベンチャーGKにとって合理的に受け入れ可能な、大韓民国の独立した公認会計士のコンフォート・レターを添付して、2017年9月10日（「クロージング日」という。）までにアドベンチャーGKに引渡さなければならない。上記コンフォート・レターは、クロージング日後、1年毎に作成され、アドベンチャーGKに引渡される上記各財産目録に添付しなければならない。上記コンフォート・レターが添付されるクロージング日後に引渡される最初のかかる財産目録は、2018年8月31日現在のものとする。

第5条 その他

第5.1項 (準拠法)

本契約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

第5.2項 (裁判管轄)

本契約により又は本契約に関連して発生した法的手続又は訴訟に関しては、李氏、アドベンチャーGK及びクラウンは、それぞれ、日本国東京都の東京地方裁判所（本庁）の専属的合意管轄に取消不能の形で服する。

以上の証として、本契約の当事者は、本契約を、本書冒頭記載の日付に適法に締結し、交付した。

李氏:

이한영



(署名)

李 漢永

アドベンチャーGK:

アドベンチャー・アンリミテッド合同会社

代表社員:

アドベンチャー・アンリミテッド一般
社団法人

三宅 靖



(署名)

氏名: 三宅 靖

役職: 職務執行者

クラウン:

クラウンホールディングス貸付株式会社

이한영



(署名)

氏名: 李 漢永

役職: 代表取締役